

大阪市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー広告募集要項

大阪市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナーの壁面に広告枠を設け、次のとおり募集します。

1 施設の概要

(1) 名称・所在地

大阪市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー
(大阪市北区中之島1丁目3番20号)

(2) 開庁時間

月曜日から金曜日 9時00分～17時30分

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は休み。

(3) 年間請求件数

約7万3千件(令和5年4月～令和6年3月実績)

2 募集内容

(1) 募集する広告の種類と枠数

B2縦ポスター (縦 728 mm × 横 515mm) 最大サイズ 2枠

広告掲出箇所付近に、次の文章を表記します。

「広告に関する一切の責任は、広告掲出者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません」

(2) 広告掲出場所

大阪市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー内壁面
(広告の掲出位置については指定できません)

(3) 広告掲出期間

- ・広告掲出期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日(1ヶ月単位)とします。
- ・広告を掲出する期間は毎月1日～月末までとなり、掲出希望者は掲出期間を指定できます(月の途中から掲出した場合も掲出期間は月末までとなります)。
- ・広告掲出許可変更申請書(第9号様式)を提出することにより掲出期間中の広告の差し替えが可能です。

3 広告掲出の制限・広告内容による制限

大阪市行政財産広告取扱規則第3条及び大阪市市民局所管広告施設広告掲出要綱第4条から第6条までの規定をご確認ください。

4 広告料

- ・価格競争方式を導入しています。

- ・ 広告料は申込み時に広告掲出申込書（第 1 号様式）に広告枠 1 枠 1 月あたりの金額を記入いただきます。
 - ・ 月の途中から掲出を希望する場合、広告料は掲出開始日から当月の末日までの金額を 1 月あたりの金額として記入いただきます。
 - ・ 広告料については最低制限価格（非公表）を設けています。
最低制限価格は 1 日から月末まで掲出する場合 月の途中から月末まで掲出する場合のいずれの場合についても同じ価格を 1 月分として定めています。
 - ・ 既定の枠数を超える申込みがあった場合は最も高い金額を記入いただいた方から順次広告掲出予定者として決定していきます。
- （詳しくは大阪市市民局所管広告施設広告掲出要綱第 9 条から第 11 条までご確認ください）

5 申込方法

広告掲出申込書（第 1 号様式）をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、「**住民票・戸籍関係証明書発行コーナー壁面広告掲出申込書在中**」と朱書きした封筒に入れて大阪市市民局総務部住民情報担当（郵送事務処理センター）までお送りください。

申込書送付先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 - 3 - 20

大阪市市民局総務部住民情報担当（郵送事務処理センター）

申込書提出期限

各月 1 日から掲出希望の場合：当該月の前々月の 10 日までに必着

月の途中から掲出希望の場合も 1 日から掲出希望の場合と同じ期限です

例：10 月 1 日から掲出希望の場合、8 月 10 日までに必着

申請から掲出までの流れ

各月ごとの申込書提出期限までに広告掲出申込書を提出いただいた方について、広告掲出予定者にかかる審査を行います。審査結果（決定又は不承認）については申込書提出期限後 1 週間程度で各申込者へ通知します。

広告掲出予定者として決定された場合は、広告掲出許可申請書（第 4 号様式）及び広告の原稿を添付した広告内容等報告書（第 5 号様式）をご提出ください。

ご提出いただいた広告掲出許可申請書と広告原稿の審査を行い、行政財産目的外使用許可及び当該原稿による広告の掲出を承認し通知します。

掲出する広告を送付ください。

大阪市市民局において広告料の納入確認が完了次第広告を掲出します。

（詳しくは大阪市市民局所管広告施設広告掲出要綱第 10 条から第 13 条をご確認ください）

6 その他

- ・ 広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また掲出内容等

について市が推奨するものではありません。

- ・ 申込みにあたっては大阪市行政財産広告取扱規則及び大阪市市民局所管広告施設広告掲出要綱を十分に確認してください。